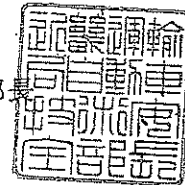


近運技整第223号の2  
近運技保第139号の2  
近運技技第329号の2  
令和2年7月27日

一般社団法人 近畿トラック協会会長 殿

近畿運輸局自動車技術安全部長



事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の3ヶ月定期点検整備実施状況の  
確認・指導について

令和2年度の自動車点検整備推進運動の実施にあたり、先般、「自動車点検整備推進強化月間実施内容の実施細目について」（令和2年7月14日付け、近運技整第219号、近運技保第135号）によりご協力を依頼したところですが、当該実施細目の中で、近畿運輸局の取組みとして、「前検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自家用大型貨物自動車ユーザーに対し、事前の周知を行った上で受付時に、中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し、必要に応じて点検・整備の確実な実施の指導等を行う。」こととしております。

つきましては、貴会からも傘下会員に対し、車検時期の定期点検整備を実施しないでユーザー車検を受検する場合（前検査）には、直近の3ヵ月定期点検時の点検整備記録簿を持参・提示していただき、定期点検の実施状況について確認を受けることが必要になる旨の周知をしていただきたく、ご協力方よろしくお願いいたします。

